

マージン率等に係る情報提供

日東グローブシップ・カストディアル・サービス株式会社

ニットースタッフセンター

東京都新宿区榎町72番地 神楽坂榎ビル7階

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

記

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 派遣労働者の数 | 3人 |
| 2. 派遣先の数 | 2社 |
| 3. 労働者派遣に関する料金の平均額 | 13,306円 |
| 4. 派遣労働者の賃金の平均額 | 9,440円 |
| 5. マージン率 | 29.1% |

*マージン率とは、派遣先から支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率のことです。

$$\frac{13,306 - 9,440}{13,306} \times 100 \div 29.05$$

*マージンには次の費用などが含まれています。

- ・社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料など)の事業主負担分
- ・福利厚生費(年次有給休暇、慶弔休暇、健康診断費用等に関する負担分)
- ・派遣会社での教育訓練費
- ・交通費
- ・募集費用、営業費用、管理費用
- ・営業利益

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練に関する計画の内容

訓練の種類	対象者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
新入社員研修	雇入れ時	OFF-JT	無償	有給
安全衛生教育	派遣中全員	OJT	無償	有給
ビジネススキルアップ研修	派遣中全員	OFF-JT	無償	有給
業務別専門教育	派遣中全員	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティングの相談窓口および連絡先

ニットースタッフセンター 03-5225-2830

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

福利厚生等

社会保険、有給休暇、産前産後休業、育児介護休業、定期健康診断、ストレスチェック、
契約保養施設利用

各種サポート

キャリアカウンセリング、無料eラーニング

8. 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の有無 有

労使協定の有効期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

労使協定の対象となる労働者の範囲 すべての派遣労働者

以 上